

筑紫野市テイクアウト支援金 Q&A

Q1. 中小企業事業者とは？

A 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）に規定する中小企業で以下のいずれかの要件を満たす会社または個人事業主です。

- ・資本金の額又は出資の総額 5,000 万円以下
- ・常時使用する従業員の数 50 人以下

（大企業が実質的に経営に参画しているいわゆる「みなし大企業」を除く。）

※事業形態等によっては、上記要件以外で判断する場合があります。

Q2. コンビニも対象になるのか。

A 店内にイートインスペースがあっても、コンビニエンスストアやスーパーマーケットなど、小売業は対象になりません。

Q3. 本社が市外にある企業等でも対象になるのか。

A 対象になります。

市内に店舗があることが条件になっており、本社等の営業許可通知書の名義人の所在地は問いません。

Q4. 対象となるテイクアウトとは？

A 飲食店において、客の注文に応じその場で調理したメニューを、その店舗以外で飲食させるためにその店舗で販売することを言います。

店舗以外で製造・加工・調理等された食品を仕入れてそのまま提供するなど、調理した場所と異なる場所で販売することは含みません。

Q5. テイクアウトの実施開始日が令和2年4月7日以降なのはなぜか？

A 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が顕著となり、その影響による1回目の緊急事態宣言が発令された令和2年4月7日を基準日としています。

Q6. 新型コロナウイルス感染症の影響により、テイクアウトを始めた飲食店だけが対象となるのか？

A その通りです。

令和2年4月7日以降に新たにテイクアウトを実施した飲食店が対象となります。

※4月6日以前からテイクアウトを実施している飲食店は対象外です。

Q7. 現在、店内飲食の営業を休止し、テイクアウトのみの営業としているが対象となるか？

A 対象となります。令和2年4月6日以前にイートインスペースを持っていれば、現在店内飲食を休止していても対象となります。

Q8. 新たにテイクアウト専門店として開業するが対象となるか？

A 令和2年4月7日以降にイートインスペースを持たない形で新たに開業する場合は対象となりません。

また、食品（パン、惣菜、飲料など）販売店などの小売店も対象となりません。

Q9. テイクアウト商品は食べ物に限るのか。

A 飲料品の提供もかまいません。（例：コーヒーのテイクアウト）

Q10. デリバリーは対象となるか？

A 令和2年4月6日以前にイートインスペースを持っていれば、対象となります

Q11. デリバリーを実施するときは飲食宅配代行事業者などを利用してもいいのか。

A かまいません。

Q12. 感染症対策は何をしていけばいいのか。

A 県の感染防止宣言ステッカーの掲示や、アルコール消毒等の徹底をお願いします。
業界団体等でガイドラインが定められている場合は、そちらを遵守してください。

Q13. 複数店舗営業しているが店舗ごとにもらえるのか？

A 店舗ごとに支援の対象となります。

申請書を店舗ごとに作成いただき、営業許可通知書はそれぞれの店舗のものが必要となります。

Q14. 筑紫野市民で市外の飲食店を営んでいるが対象となるか。

A 筑紫野市内の飲食店が対象となりますので、対象となりません。

Q15. 飲食店営業許可通知書を紛失したが、その場合は対象とならないのか。

A 保健所が発行する飲食店営業許可の許可取得の証明願を提出してください。

詳しい手続き等は保健所にご相談ください。

・筑紫保健福祉環境事務所 保健衛生課 ☎092-513-5582

Q16. 申請者と営業許可を受けている者が異なる場合はどうすればいいのか。

A 原則として、申請者と営業許可証の名義人、振込口座の名義人は同一である必要があります。

万が一、異なる場合は、申請者と営業許可証の名義人の双方の本人確認書類（運転免許証など）を提出してください。

また、審査の過程で追加資料を依頼することがありますのでご了承ください。

Q17. テイクアウトを始める場合、新たに許可を取る必要があるのか？

A すでに保健所から飲食店営業許可等を得ており、その店舗で調理する料理をテイクアウト販売する場合には、新たな許可は必要ありません。

ただし、パン・お菓子や食肉類、麺類などの販売には別途許可が必要な場合もありますので、必要に応じ保健所にご確認ください。